

KCAA 京都 運用規定の一部改訂

会員の皆様におかれましては益々ご健勝のこととお慶び申し上げます。
皆様には、平素より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

この度、下記の通り KCAA 京都オークション運用規定を変更させていただきます。

会員の皆様におかれましては、改定内容をご理解の上オークションにご参加賜りますようお願い申し上げます。

令和 6 年 1 月 1 日運用規定の一部改訂・追記

- ① P 2 出品不可車輛に車台番号不鮮明車を追記
- ② P 9 成約車輛の書類について、普通車検査付車両に自動車検査証記録事項を追記 又落札店への書類到着後の速やかな確認を追記
- ③ P 1 0 自動車税未納車輛の項目を「受検・名義変更拒否」の項目へ変更
- ④ P 1 1 書類の差替について追記
- ⑤ P 1 2 交通違反による車検拒否についての取扱いを一部変更
- ⑥ P 1 4 キャンセル処理の場合に追記
- ⑦ P 1 7 クレーム申立て裁定基準の電装欄にエアコン不良を追加 オーディオ・PW etc の裁定基準を登録 3 年から登録 5 年へ変更
- ⑧ P 1 8 クレーム申立て裁定の修復歴・溶接パネル交換の裁定基準に追記
- ⑨ P 2 1 特別なクレーム裁定基準・ペナルティー裁定基準に追記
- ⑩ P 2 2 ワンプライスの売買契約の解除の追記

KCAA 京都 ホームページ <https://www.kcaa.co.jp>

京都オートオークション株式会社 TEL075-644-2200

